

令和2年度 固定資産価格の縦覧 固定資産課税台帳の縦覧について

一定の障害のある方は 後期高齢者医療制度に加入できます

◎「固定資産価格の縦覧」

今年度の土地・家屋の価格が自由に縦覧になれます。

この縦覧制度により、期間中に限り納税者の方が所有する土地・家屋の価格と町内の他の土地・家屋の価格を比較することができ

ます。

〔縦覧期間〕
6月1日(月)まで(ただし、閉庁日を除く)

〔縦覧時間〕
午前8時30分～午後5時15分

〔縦覧場所〕住民課窓口
〔縦覧できる方〕
町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

◎「固定資産課税台帳の縦覧」

固定資産課税台帳は、年間を通じて閉庁日を除く毎日縦覧できます。

〔縦覧場所〕住民課窓口
〔縦覧できる方と縦覧範囲〕
○固定資産税の納税義務者
↳本人が所有している固定資産
○借地・借家人の方
↳借地・借家対象の固定資産
〔縦覧や縦覧の申請に際して必要なもの〕
・本人の場合：運転免許証
・本人の確認のできるもの
・代理人の場合：委任状および代理人の本人確認のできるもの
*同居の家族の方でも、納税者本人以外は代理人の場合と同様となります。
・借地・借家人の場合：賃貸借契約書またはその写し、本人確認のできるもの
*固定資産税の納税通知書は、5月1日(金)に発送する予定です。
※問い合わせは、住民課

☎83-2190

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が必ず加入する医療制度ですが、現在、国民健康保険などの医療制度に加入されている65歳から74歳までの方で、障害の状態によっては、申請により後期高齢者医療制度に加入することが出来ます。

○対象となる条件
・65歳以上の方で一定の障害の認定を受けている方
◎身体障害者手帳1級から

交通が途絶している日原地区の土地に対する
固定資産税評価額の減額について

町では、日原街道崩落により交通が途絶している日原地区の土地について、令和2年度から固定資産税を算出する基となる評価額をつぎの通り減額します。これに伴い、固定資産税額も減額となります。

3級をお持ちの方。または、4級の一部の方でつぎに該当する方
・下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)
・下肢障害4級3号(1下肢を大腿2分の1以上で欠くもの)
・下肢障害4級4号(1下肢の著しい障害)
・音声、言語機能障害

区の宅地および雑種地〔減額率〕10%減額
〔適用期間〕令和2年度から令和5年度までの4か年度分
*この減額は道路復旧後も継続します。
※問い合わせは、住民課

◎愛の手帳1級・2級をお持ちの方
◎自己負担割合と保険料
後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関にかかる際の自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となります。
保険料については、今まで加入されていた医療制度(健康保険)と保険料の計算方式が異なるため、保険料額が変わります。
○申請に必要なもの
①障害者手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)または年金証書(障害年金1・2級)のない方)
②身分証明書(障害者手帳③個人番号のわかるもの(個人番号カード、通知カードなど)
④現在お持ちの健康保険証
⑤印鑑
※問い合わせは、住民課

☎83-2190

☎83-2182